

参考資料 2（事業者指導に関する旧要領）

不当な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、京都市消費者保護条例（以下「条例」という。）第 9 条第 2 号に掲げる行為（以下「不当取引」という。）をした事業者（以下「事業者」という。）に対し、市長が条例第 14 条に指定する指導（以下「指導」という。）及び勧告（以下「勧告」という。）並びに条例第 15 条第 3 号に該当する場合の公表（以下「公表」という。）を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

（指導）

第 2 条 市長は、事業者が行った不当取引が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、指導するものとする。

- （1）当該不当取引の内容が悪質であること。
- （2）当該不当取引に係る苦情が多く寄せられていること。
- （3）当該不当取引に係る消費者被害が拡大するおそれがあること。

- 2 市長は、前項の指導をするときは、不当な取引行為是正指導書（第 1 号様式）で行うとともに、不当な取引行為是正回答書（第 2 号様式）を当該事業者に求めるものとする。
- 3 市長は、指導の対象とした不当取引の内容を調査票（第 3 号様式。以下同じ。）に記録するものとし、当該事業者又はその代理人の請求があるときは、これを閲覧させることがある。
- 4 市長は、指導の対象とした不当取引に関して行われた契約に割賦購入あっせん業者が関わっているときは、当該割賦購入あっせん業者に第 2 項の指導内容を通知することがある。

（勧告）

第 3 条 市長は、事業者が行った不当取引が次の各号の一に該当すると認めるとき、又は前条の指導後も相当な期間内に事業者に必要な是正が見られないときは、当該事業者に対し、勧告するものとする。

- （1）当該不当取引の内容が著しく悪質であること。
- （2）当該不当取引に係る苦情が特に多く寄せられていること。
- （3）当該不当取引に係る消費者被害が著しく拡大するおそれがあること。

- 2 市長は、前項の勧告をするときは、当該事業者に対し、事情聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく事情聴取に応じないときは、事情聴取は終了したものとみなす。
- 3 市長は、第 1 項の勧告をするときは、不当な取引行為是正勧告書（第 4 号様式）で行うとともに、不当な取引行為是正回答書（第 5 号様式）を当該事業者に求めるものとする。
- 4 市長は、勧告の対象とした不当取引の内容を調査票に記録するものとし、当該事業者又はその代理人の請求があるときは、これを閲覧させることがある。

参考資料 2 (事業者指導に関する旧要領)

- 5 市長は、勧告の対象とした不当取引に関して行われた契約に割賦購入あっせん業者が加わっているときは、当該割賦購入あっせん業者に第 3 項の勧告内容を通知することができる。

(公表)

第 4 条 市長は、前条の勧告後も事業者には是正が見られず、事業者の行為が、前条第 1 項各号の一に該当するときは、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の公表をするときは、当該事業者に対し、意見聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見聴取に応じないときは、意見聴取は終了したものとみなす。
- 3 市長は、前項の意見聴取の結果、必要があると認めるときは、京都市消費者保護審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、前 2 項の規定により、当該事業者が勧告に従わないことにつき、正当な理由がないと判断したときは、京都市公報に登載するほか、広く市民に周知できる方法により公表するものとする。

附則

この要領は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。